

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月8日
【会社名】	リケンNPR株式会社
【英訳名】	NPR-RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 前川 泰則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-6899-1871
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 石井 詳二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-6899-1871
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 石井 詳二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 122,989,894円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が2023年10月31日に提出した有価証券届出書につきまして、添付書類である「株式移転に関する情報」並びに適格株式移転完全子会社である株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社が提出した参照書類の添付漏れがありましたので、これを訂正するため、また、当社が提出した参照書類を添付書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

株式移転に関する情報

当社が提出した参照書類

適格株式移転完全子会社である株式会社リケンが提出した参照書類

適格株式移転完全子会社である日本ピストンリング株式会社が提出した参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。なお、当社は2023年10月2日に株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の共同株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社は金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件をすべて満たしている適格株式移転完全子会社です。

なお、参照書類は適格株式移転完全子会社である株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社が提出したものであり、株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の参照書類を本有価証券届出書の添付書類として提出していません。

< 前略 >

3【臨時報告書】

(1) 当社による提出

当社の設立日（2023年10月2日）以後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を、2023年10月31日に関東財務局長に提出

(2) 適格株式移転完全子会社である株式会社リケンによる提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月2日に関東財務局長に提出

(3) 適格株式移転完全子会社である日本ピストンリング株式会社による提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月3日に関東財務局長に提出

< 後略 >

第2【参照書類の補完情報】

当社は、2023年10月2日の株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の共同株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、有価証券報告書は作成していませんので、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」及び将来に関する事項はありません。

参照書類としての適格株式移転完全子会社である株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社が提出した有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2023年10月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。なお、当社は2023年10月2日に株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の共同株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社は金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件をすべて満たしている適格株式移転完全子会社です。

なお、参照書類は当社並びに適格株式移転完全子会社である株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社が提出したものであり、当社並びに株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の参照書類を本有価証券届出書の添付書類として提出しています。

< 前略 >

3【臨時報告書】

(1) 当社による提出

当社の設立日(2023年10月2日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を、2023年10月31日に関東財務局長に提出

(2) 適格株式移転完全子会社である株式会社リケンによる提出

1(2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1(2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月2日に関東財務局長に提出

(3) 適格株式移転完全子会社である日本ピストンリング株式会社による提出

1(3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1(3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月3日に関東財務局長に提出

< 後略 >

第2【参照書類の補完情報】

当社は、2023年10月2日の株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社の共同株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、有価証券報告書は作成しておりませんので、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」及び将来に関する事項はありません。

参照書類としての適格株式移転完全子会社である株式会社リケン及び日本ピストンリング株式会社が提出した有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。